

令和6年度 岡山県1201運動推進事業実施要綱

1 目的

岡山県が平成29年度からスタートした第2次岡山県歯科保健推進計画の目標値（乳幼児期・学齢期）には、「5歳児及び小学生のむし歯有病率の減少」、「歯科専門職等によるブラッシング指導を受けたことのある小学生の増加」、「12歳児のDMFT（一人平均むし歯本数）の減少」、「小学生の歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少」などを設定し、その達成に向けた取組を行っている。

令和6年度において1201運動推進事業を引き続き実施し、歯科衛生教育等を希望する保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校（学級を含む）に対し歯科衛生士を派遣し、むし歯や歯肉炎予防、口腔機能等について学ぶ機会を提供する。

2 実施期間 令和6年9月～令和7年2月

3 実施主体 岡山県

4 事業主体 岡山県歯科衛生士会（委託先）

5 協力機関 県教育庁保健体育課、県子ども・福祉部子ども未来課、市町村保育担当課

6 事業内容 歯科衛生士による歯と口の清掃の指導、口腔機能等の知識の普及、噛みング30等

7 対象校園 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校（学級）

8 その他

- ① 事業を申し込む場合、各校園（保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校）が、岡山県電子申請サービスで県健康推進課母子・歯科保健班に申し込む。
- ② 例年、多数の校園から申込があるため、校園の選考を行っている。実施校園の選考は歯科衛生士会が行う。
- ③ 選考結果は、県健康推進課から申し込んだ全ての校園に文書にて通知する。
- ④ 各校園における事業実施日時は、歯科衛生士会が学校園と直接やり取りし、日程調整を行う。
- ⑤ 当事業は、子どもの歯と口の健康づくりについて学校園と共に考えることを目的としているため、事業実施日は、先生の同席を基本とすること。
- ⑥ 実施校園へは、2月頃に事業アンケートを実施する。

令和6年度 1201運動推進事業
(学校園等への歯科衛生士派遣の手順)

